

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

改正障害者雇用促進法が成立

2018年度、中央省庁等において発覚した「障害者雇用にかかる問題」を受け、障害者の活躍の場の拡大や国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を規定する、改正障害者雇用促進法が6月7日の参院本会議で全会一致で可決、成立した。

障害者の適切な雇用を促進するため、民間事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置などが講じられる。

改正法案は公的機関（国・地方公共団体）に対し、障害者が安心して働くための取り組みを障害者活躍推進計画にまとめ、公表することを義務付けた。

「安心して働く」という文脈で、雇用と福祉の谷間の問題も論点となった。例えば、働く障害者は現在、通勤時の移動を支える福祉サービスを使えない。個人の経済活動を公費で支えることは不適切との見方があるからだ。この点をどう整理するかについては、政府内で今後検討する。

改正法では、障害者手帳の写しなど確認書類を保存することも行政と民間企業の双方に義務付けた。障害者であることを確認せずに雇用率の対象に計上するなど不適切な事例があれば厚労省が勧告する。改正法とは別に、必要な障害者数を満たしていない省庁の予算を減額する制度も設けた。一部を除き2020年4月から順次施行される。

以下、改正の概要を報告する。

《改正障害者雇用促進法の概要》

1. 障害者の活躍の場の拡大に関する措置

(1) 国及び地方公共団体に対する措置

- ①国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならない。

- ②厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、「障害者活躍推進計画作成指針」を定めるのとし、国及び地方公共団体は、同指針に即して、「障害者活躍推進計画」を作成し、公表しなければならない。
- ③国及び地方公共団体は、障害者雇用推進者（障害者雇用の促進等の業務を担当する者）および障害者職業生活相談員（各障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者）を選任しなければならない。
- ④国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した障害者の任免状況を公表しなければならない。
- ⑤国及び地方公共団体は、障害者である職員を免職する場合には、公共職業安定所長に届け出なければならない。

（２）民間の事業主に対する措置

- ①短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者（特定短時間労働者）を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設する。
- ②障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主（常用労働者300人以下）を認定する。

2. 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

- （１）厚生労働大臣または公共職業安定所長による国及び地方公共団体に対する報告徴収の規定を設ける。
- （２）国及び地方公共団体並びに民間事業主は、障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類を保存しなければならないこととする。
- （３）障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化するとともに、厚生労働大臣は、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し勧告をすることができる。

※施行期日は令和2年4月1日。ただし、1.（1）①および2.（1）については、公布の日、1.（1）③④⑤ならびに2.（2）および（3）については、公布の日から起算して3月を越えない範囲内において政令で定める日。

▽障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案要点▽

<https://www.sharoushi-nagoya-hk.com/wp-content/uploads/2019/02/86b8fbba43e9b72668302c0c73126d0b.pdf>

第45回内閣府障害者政策委員会開催される

令和元年6月27日(木)中央合同庁舎8号館にて開催された第45回内閣府障害者政策委員会において、障害者差別解消法の見直し検討の一環として主な相談事例と障害者権利条約との関係について審議が行われた。

以下、概要を一部抜粋して報告する。

障害者に対する「不当な差別的取扱い」に関する主な相談事例

1. 解決に至ったもの（又は解決に向けて進展が見られたもの）

相談者属性	生活場面	事案・相談の概要	対応・経過等
肢体不自由 女性 年代不明	公共交通 (バス)	イベントに参加するため、人工呼吸器付きのストレッチャーを利用した状態でスロープ付きバスを利用する旨をバス事業者事前に申し出たところ、乗車を断られた。	事業者より、「混雑状況、乗車時の安全確保（保安ベルトの着用・ストレッチャーの固定）等を考慮し、乗車困難と判断した」旨の説明。その後、相談者の要望を踏まえ、ストレッチャーの固定や乗車時の安全性について検証テストを実施。事業者より試験的に乗車許可との回答が得られ、事業者のスタッフ2名の付き添いの下、無事に乗車できた。今後は事業者が様々なストレッチャーのタイプを想定した上で対応。
肢体不自由 女性 40代	公共交通 (ハイヤー)	ハイヤーを定期的に利用していたが、ある日ハイヤーの運転手から「リフト付きワゴンサービスを利用の方がよい」と言われ、ハイヤーの乗車を拒否された。	事業者より「障害の状況からリフト付きワゴン車の方が安全と考え、同サービスを紹介したもので、乗車拒否の意図はない」との説明。両者の認識に齟齬が見られたことから、双方に説明を行い最終的には両者の納得が得られた。本件を受け、事業者は障害のある利用者への対応を改善し相談者は同事業者のハイヤーを継続して利用している。
肢体不自由 性別不明 年代不明	建物・施設	車椅子でエレベーターに乗ろうとしたところ「車椅子使用の方は、付き添いの方と一緒に御利用ください」との表示があり、車椅子利用者は単独では乗れないのかとの相談があった。	不適切な内容であり、他に同様の表示がないか調査を行い、該当部分を撤去したり、テープで覆い隠したりする措置を講じた。
肢体不自由 男性 30代	建物・施設	ある公共施設の男子用多目的トイレは通常は施錠されており、利用する場合は事務所に申し出てその都度開錠することとされているが、煩雑なため、是正してほしいとの相談があった。	調整の結果、常時開錠する取扱いに改められた。
肢体不自由 女性 年代不明	図書館	ある図書館では、郵送貸出制度(※1)と相互貸借制度(※2)は併用不可とされており、郵送貸出制度を利用している障害者は、相互貸借制度を活用して他の施設等の蔵書を借り受けることができない。 ※1 一定の障害者に郵送で書籍を貸し出す制度 ※2 自館に蔵書がない場合、他の施設等から取り寄せて貸し出す制度	両制度が併用不可とされた理由は、相互貸借制度で取り寄せた他の施設等の蔵書を、郵送時における汚破損から守るためであり、障害を理由とした取扱いではない。 しかしながら、郵送を利用する障害者が、結果的に相互貸借制度を利用できない状態にあるため、制度を見直し、両制度を併用可能とした。

<p>肢体不自由 女性 50代</p>	<p>サービス (スポーツ クラブ)</p>	<p>車椅子でスポーツクラブの見学に行ったところ、従業員から「屋外用の車椅子ですよ」と言われた。 その際の従業員の態度が、あたかも拒絶するような印象であったことから、すぐに帰ることにした。</p>	<p>事業者より「車椅子利用者を排除する意図は全くなかったが、障害者への接客対応に関するスタッフ教育が不十分だった。再発防止に向け十分に注意していきたい」との説明。 相談者に結果を説明し、理解が得られた。</p>
<p>肢体不自由 女性 60代</p>	<p>店舗</p>	<p>ガイドヘルパーを帯同してスーパーで買い物をする際、レジの従業員が、買い物をしている障害者本人ではなく、ガイドヘルパーに御礼を言いながら釣り銭を渡している。これまでも店長に何度も改善を要望したが、特段の変化が見られない。</p>	<p>スーパー側に確認したところ以下の回答があった。 ▶ 従業員に指導を続けているが、入れ替わりも多く、新人を含めた全ての従業員に指導が行き届いていない場合もある。 ▶ 多数の釣り銭を渡す際には手からこぼれ落ちる場合があるため、やむを得ず介助者に釣り銭を渡すこともある。 その上で、スーパーに改善を要請したところ、以下のとおり対応する旨の報告があり、相談者の納得も得られた。 ①レジの従業員を含め、全ての従業員に対して周知徹底を行う。 ②釣り銭を透明のビニール袋に入れて本人へ渡し、御礼を言う。</p>
<p>肢体不自由 男性 20代</p>	<p>教育 (大学)</p>	<p>通学先の大学で介護等体験を行う必要があるが、大学側から意向の確認がないまま、障害のある学生の介護等体験が免除されることとなった。</p>	<p>学生から大学側に、ニーズはそれぞれ異なるため対話をしてほしい旨の要望を行い、両者で建設的対話を行った結果、学生の意向を踏まえ、介助者を帯同した上で介護等体験に参加できることとなった。</p>
<p>肢体不自由 男性 60代</p>	<p>サービス (プール)</p>	<p>付き添いの妻がプールの監視員から「プールに入るなら利用料を払え」と言われた。それならば妻は利用料を支払い（自分に付き添わず）自由に遊泳すると申し出たところ「介助者は常に同伴しなければならない」と断られた。介助なしでも遊泳に支障がないにもかかわらず、一連の対応には納得できない。 ※ 妻は本人(夫)の障害者割引制度を利用して、介助者として利用料を免除されている。</p>	<p>本人、事業者、相談センターの三者で協議。規則や介助者の取扱い等について本人と事業者が認識を共有した結果、従前どおりの利用方法で差し支えないこととなり、本人の納得も得られた。 本件に関しては定期的な協議の場は不要と判断され、今後は相手方に直接申出を行い、合意形成を図ることで対応することとした。</p>
<p>肢体不自由 性別不明 年代不明</p>	<p>イベント</p>	<p>車椅子で立ち見のコンサートに参加しようとしたところ、会場が狭いことを理由に、車椅子での入場を断られた。</p>	<p>主催者は「入場者の安全確保のため、車椅子での入場はお断りする」と一貫して主張。このため、主催者の許可を得て、相談員が実際の会場を見学したところ、工夫すれば車椅子も入場できることが確認された。主催者は「ブロック内で開催する全てのコンサートにおいて、一律に車椅子での入場を断る」との立場であったため、(当該ブロック内の)他の都道府県の相談員と合同で、主催者の事務局に出向いた。 面談では主催者より「全員立ち見の場合は危険も想定されるので車椅子の方の入場をお断りすることとしていた」「今後は車椅子の方も入場可能とするよう各会場に周知したい」との説明があった。 後日、相談者から「無事に参加できた」との報告が寄せられた。</p>

2. 解決に向けた進展が見られていないもの

相談者属性	生活場面	事案・相談の概要	対応・経過等
<p>肢体不自由 男性 (年代不明)</p>	<p>公共交通 (バス)</p>	<p>ハンドル型電動車椅子を使用してバスに乗ろうとしたところ、乗車を拒否された。</p>	<p>バス事業者より、「社内規則に基づき、安全確保のため車椅子をベルトで固定する必要があるが、ハンドル型車椅子は固定できないことから、乗車をお断りした」との説明。また、ハンドル型車椅子での乗車時の安全性に関する検証を行うことも検討したが、安全性に対する考え方がバス事業者と相談者の間で異なり、実現しなかった。 バス事業者は、ハンドル型車椅子を固定できるバスの導入予定はなく相談者の納得は得られていない。</p>
<p>肢体不自由 知的障害 精神障害 (30代)</p>	<p>公共交通 (バス)</p>	<p>日常的に車椅子対応のバスを利用しており、バス停で待っていたところ、故障したとのことで車椅子の対応が難しいバスが来た。乗車しようとした時に、介助者と同乗するように言われた。</p>	<p>相談者、バス事業者双方から状況、事実関係を確認したところ、以前から相談者が乗車の際はバス事業者に連絡があり、バス事業者が運行規程内で対応していた経緯があった。相談者の住所地の市区町村や入所施設長と情報共有を図り、都道府県に報告。 情報の行き違いによるものと思われ、バスの利用に関して従前と同じ対応を求め、解決に向け調整中。その後の経過として本人はバスを利用せず、入所先の車両等で外出している。</p>
<p>肢体不自由 性別不明 (10代)</p>	<p>教育 (中学校)</p>	<p>現在、看護師及び介助者の支援を受けながら公立中学校の特別支援学級に在籍しているが、通常学級への転籍を希望したところ、障害の状況を理由として認められなかった。</p>	<p>教育委員会としては、本人の障害の状況から、通常学級では学校生活が困難との見解。その後も本人・家族に対する説明が続けられている。</p>
<p>肢体不自由 知的障害 男性 (10代)</p>	<p>教育 (種別不明)</p>	<p>重複障害では希望の学校に進学できないとの相談があった。</p>	<p>教育委員会や学校を交えた会議を開催し、相談者の懸念を伝達。 会議の結果を踏まえ、相談者側に「受験は可能であるが、(受験前の)現段階で可否は出せない」、「必ず合格させる取扱いができないので、まずは受験勉強を頑張してほしい」旨を伝えしたが、納得は得られていない。</p>

<p>肢体不自由 男性 (60代)</p>	<p>宿泊施設</p>	<p>簡易宿所に宿泊するため、施設の前からフロントに電話し、車椅子のため歩けない旨を伝えたところ店長から「車椅子を1階に置いて2階（のフロント）まで階段を歩いて来い」と言われた。</p>	<p>簡易宿所より「車椅子の場合は、1階の入口からフロントまで業務用エレベーターで介助する。相談者は過去に無断キャンセルを繰り返しているためお断りした。車椅子を理由とした対応ではない。『歩いて来い』とも言っていない」との説明。 簡易宿所には、障害を理由とする宿泊拒否はできない旨を改めて説明。また、相談者には、無断キャンセルをしないよう伝達。</p>
<p>肢体不自由 女性 (40代)</p>	<p>飲食店</p>	<p>車椅子で飲食店を利用しようとしたところ、入店を断られた</p>	<p>飲食店に障害者差別解消法について説明。また、商工会議所を通じてパンフレットを配布。 しかしながら、飲食店からは、店内が狭く段差もあり、物理的に対応できない旨の主張がなされ改善に至っていない。</p>
<p>肢体不自由 女性 (年代不明)</p>	<p>飲食店</p>	<p>ファストフードで「車椅子が場所をとる」などの理由で入店を拒否された。</p>	<p>店舗より「車椅子を理由に入店拒否することはないが、商品へのクレームで長期間にわたり業務に支障が生じるため、入店をお断りしている車椅子利用者はいる。この方に限らず、他の顧客への被害が及ぶ場合は店長の判断で対応している」との回答。 相談者からは、今後は法テラスに相談するとのコメントがあった。</p>
<p>肢体不自由 男性 (年代不明)</p>	<p>飲食店</p>	<p>飲食店から、入口の段差を理由に入店拒否された。飲食店からは「混雑のため予約者に限定している」との説明もあったが、後日改めて代表者に連絡したところ「介助者を同伴してほしいと案内している」旨の説明を受けた。</p>	<p>飲食店側が相談者との対話を拒否したため、市区町村が運営責任者に障害者差別解消法の説明を行うとともに、合理的配慮の提供を要請。飲食店側からは、「顧客には（障害の有無にかかわらず）一律の対応を行っており、一方的に『差別』と言われるのは心外」等の主張がなされ、説明を重ねたものの、飲食店側が障害者差別解消法の趣旨を十分に理解したとは言えない状況にとどまっている。</p>
<p>肢体不自由 女性 (70代以上)</p>	<p>町内会</p>	<p>かねてより仲の良くなかった者が町内会の役員に就任し、その後、役員を中心としたグループから暴言や嫌がらせを受けるようになった。</p>	<p>相談者から「嫌がらせや仕返しが悪化するおそれがあるので匿名希望とし、表沙汰にはしてほしくない」旨の意向が示されたため、傾聴で留めざるを得なかった。</p>
<p>肢体不自由 男性 (30代)</p>	<p>雇用・就業</p>	<p>障害のある教員から、学級担任になることを切望しているが、なかなか実現しないとの相談があった。</p>	<p>教育委員会としては、当該教員に、学級担任になるための資質向上を図る校内研修の受講を求めたが、当該教員は従っていないこと、学級担任を務める場合の支援体制の構築が困難であること等を総合的に勘案し、現時点では学級担任にできる状況ではないと判断しているが、当該教員からは理解を得られていない。</p>

第54回NHK障害福祉賞 体験作文募集

<募集部門と内容>

第1部門：障害のあるご本人の部門

学校や施設での生活、自立や就労への挑戦、また自分の生きてきた道など、あなた自身の体験の記録をお寄せください。

第2部門：障害のある人とともに歩んでいる人の部門

教師、福祉施設職員、ボランティア、職場の関係者、友人、家族など、障害のある方と日々接している方からの作品をお待ちしています。

教育・指導の実践、親と子の成長の記録、仕事や行事を通しての交流など、ともに生きてきた体験記をお寄せください。

<応募規定>

- ・自作の未発表の作品に限ります。
- ・字数は8000字以内。点字での応募の場合は、32マス×450行以内。ご自分で書くことが難しい場合、代筆（清書・口述筆記など）でも構いません。
- ・著作を職業としている方の応募はご遠慮ください。
- ・応募原稿は返却しません。また、選考過程に関する問い合わせにはお答えできません。

※入選作品の著作権は主催者に帰属し、NHKまたはNHK厚生文化事業団が放送、出版物などで自由に使用できることとします。

※入選発表の際は、名前と障害名（障害者との関係）、年齢、居住地を作品とあわせて公表します。ご了承のうえご応募ください。

※応募者の個人情報は適正に管理し、賞に関係する連絡のためのみに利用します。

<募集期間> 2019年6月1日（土）～7月31日（水）※当日消印有効

<応募方法> 郵送もしくはwebにて

<送付先> 〒150-0041 東京都渋谷区神南1-4-1第七共同ビル
NHK厚生文化事業団「障害福祉賞」係

<主催> NHK、NHK厚生文化事業団

<問合せ> NHK厚生文化事業団「障害福祉賞」係
電話 03-3476-5955（平日：午前10時～午後6時）
FAX 03-3476-5956

▽詳しくはこちら「第54回NHK障害福祉賞」▽

<https://www.npwo.or.jp/info/13926>

内閣府 2019年度心の輪を広げる体験作文募集

障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、我が国では、障害者基本法に基づき、毎年12月3日から12月9日までの一週間を「障害者週間」としてしています。

障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場、学校などで人格と個性を尊重し合い、支え合う「共生社会」の実現を目指し、本年度の「障害者週間」に向けた「心の輪を広げる体験作文」を下記のとおり7月1日（月）から募集します。

(1) 募集テーマ

出会い、ふれあい、心の輪

～障害のある人とない人との心のふれあい体験を広げよう～

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

(2) 応募資格 小学生以上

※小学生以上であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

(3) 応募方法

応募は、「小学生区分」、「中学生区分」、「高校生区分」及び「一般区分」のいずれかとし、未発表の作品1編に限ります。

作文の内容は、障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとし、ます。

作文は、原則として400字詰め原稿用紙（B4判縦書き）を使用し、「小学生区分」及び「中学生区分」については2～4枚程度、「高校生区分」及び「一般区分」については4～6枚程度とします。

応募作品には、題名（作品のタイトル）、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、学校名（学年）又は職業、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

(4) 応募期間・応募先

2019年7月1日（月）から各都道府県または指定都市が定める締め切り日まで。

▽2019年度各都道府県・指定都市の募集担当窓口と締切日一覧▽

<https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/pdf/2019-itiran.pdf>

▼詳しくは、内閣府HP▼

<https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/boshu2019.html>

7月の行事予定

8日(月)
13日(土)

2020年度予算要望ヒアリング
第54回近畿ブロック大会奈良大会

参議院議員会館
奈良県社会福祉総合センター

